

## 第2回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成17年12月8日(金)午後1時~午後4時
- 2 場 所 長野県庁本館8F 審問あっせん室
- 3 出席者  
(委 員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員、富田委員  
(事 務 局) 小林情報公開課長、岸田係長、宮原企画員、羽生企画員、神原主任
- 4 議 題  
(1) 意見聴取案件継続案件の審議  
(2) 意見聴取案件審議新規意見聴取案件の報告・審議  
新規意見聴取案件 5件 うち4件について承認等をした  
前回提出案件のうち73件について承認等をした  
(3) その他
- 5 議事経過  
別紙(概要)のとおり審議を行った。

(別紙：概要)

会 長： 第2回長野県個人情報保護運営審議会を開催いたします。  
議事は案件審議、前回からの継続案件についての審議、新規の意見聴取案件の報告、その他ということになっています。  
最初に前回提出された意見聴取案件について、全委員が承認している案件について、当審議会としては適当であるという結論にしたいと思いますが、そういう取り扱いでいいでしょうか。

委 員： 結構です。

会 長： 最初にユマニテ人権尊重課の「ハンセン病問題検証会議事務」に関連して実施機関から意見をいうことで、説明のために来ていただいております。  
実施機関を入室させてください。

(実施機関入室)

会 長： それでは実施機関の説明を受ける事にします。  
当審議会に意見依頼のありました、ハンセン病問題検証会議検証作業事務に関する個人情報取扱事務登録簿の作成などについての意見聴取をお願いします。

実施機関： (説明。)

会 長： 各委員から質問等があれば。

委 員： 普及啓発ということですが、具体的な方法を説明していただけますか。

実施機関： 検証の報告書が作られますが、それと概要のリーフレット等の配布が普及啓発の具体的な内容となります。

委 員： 報告書は、公開することになるのか。

実施機関： 基本的に公開します。

委 員： 宗教の話が出てきたが、それだけ取り入れるのはいいのかどうか。

実施機関： 入所経過、療養所での生活等のお話をお聞きする中で、宗教的なお話が出て参りましたのが実情です。

委員： 客観的な事実について意見を伺った感じですね。思想信条を聞き取ったものではない。

会長： 実施機関に対する質疑等ありますか。実施機関は補足的に主張することはありますか。どうもありがとうございました。

(実施機関退席)

会長： 実施機関の話聞いた上で、審議いただきたいと思います。

委員： 「ハンセン病問題検証会議検証作業事務」の登録簿作成については、概ね適当と思われるが、宗教に関する個人情報は、療養所入所者からの体験談等の聞き取りの中で本人が任意に話したものを記録したものである等の収集の経緯を、登録簿に記載しておくべきではないか。

また、検証結果の公表に当たっては、公表内容について、事前に本人の同意を得ていることも、登録簿に記載しておくべきではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会長： この案件はいいですね。

それでは、その他の継続案件について、委員の意見がつけられたものについて事務局から送付された資料の内容で承認ということもあろうと思いますが、更に審議が必要であるという案件については、事務局からの補足説明を求めるということで進めたいと思います。順番に審議していきます。

委員： 案件番号13番の「公務・通勤災害認定・補償請求事務」の登録簿作成については、内容は概ね適当ではあるが、公文書の記録項目として「レ」が記された情報の全てを収集、記録しているものではないのではないか。

したがって、具体的な案件の処理に必要な範囲内で収集、記録されるものであることを、登録簿に記載することが必要ではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

委員： 案件番号71番の「県税徴収事務」の本人外収集通知の省略については、概ね適当であるが、本人以外からの個人情報の収集は、県税の徴収と合理的な関連性を有する事項に限定すべきではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会長： 新規案件について実施機関から意見交換を行うことが予定されていますので、継続案件については中断して、意見交換を行います。

（「児童生徒健全育成事務」について、教学指導課と意見交換）  
（実施機関入室。）

会長： それでは、実施機関から説明いただきます。

実施機関： （説明。）

大門会長： 審議会の意見を聞きたいということですね。条例上の意見聴取手続きでなく、意見交換をしたいということですが、ご意見があれば。

委員： 警察への情報提供は口頭ですか。

実施機関： はい。

委員： 何か理由があるのですか。

実施機関： 市町村の場合には、市町村の教育委員会が学校の設置者、服務監督者ということとして、県教委の場合には直接的な任命権者ではありますが、管理監督というものが無い為に、基本的には各市町村が地元の警察署との間で行っているということになると考えております。

一般的には、警察がそういう文書を作るものでないとお聞きしておりますので、口頭で、学校側が聞いた内容を書き取り、そこで担当者が受け取る場合はもう一度復唱して、その内容を確認すると考えております。

出す場合につきましては、その連絡票に基づいてあらかじめ票を作り、それを持って警察に行き、そこで説明して、警察側にも復唱してもらって確認をするという方法を考えています。

委員： 警察と学校との連携の中での連絡が、書面でのやり取りだと実情にそぐわないという事情があるのかどうか。

実施機関： 現在、話している内容ですと、例えば、最小限の内容ということで、何月何日の何時頃に何々学校の何年生の誰々さんが、どこで何をしたことによって逮捕したという内容を通知するということです。

会長： 補導した案件についても、全件連絡することはあるのですか。

実施機関： そこにつきましては、警察の判断ということで、立直り支援等に学校が事情等を知って、学校の協力が得られた方が、立ち直りに有効であると、警察署長が判断した場合という説明を聞いております。

会長： 補導して、これは問題ないというのは報告しない。これは学校と協力して指導したほうがいいと思われるものについて報告されるということですね。

実施機関： はい。警察では、逮捕事案は全件、触法事案、虞犯は学校における継続的指導の必要性が認められる事案とされています。あるいは、重大な交通違反に関わったような場合についても同様だと聞いています。

委員： 登録簿ですが、教育委員会以外の者への提供の根拠が、児童生徒による問題行動等による学校と警察の連絡運用要領となっていますが、条例に基づく提供の根拠としては、何ですかね。条例5条2項の何号に当たるということですか。

事務局： 4項目について警察へ出すことになっていますが、本来の児童生徒の健全育成の範疇での手段として、提供もできるのではないかというのが、教育委員会の考えで、目的内の提供であって、要領を書いてあるという記載になっているということです。

委員： 健全育成と言ってしまうと、ものすごく広がってしまって、学校がやるべきことと警察がやるべきこととは本来全く別のもののはずですね。警察は捜査などを目的として、学校は教育であって、それぞれの観点から子供の健全育成に関わるとしても、同一目的というのは違和感を受けます。

(実施機関退室。)

会 長： 本日の意見交換については問題提起ということで頭に残しておいていただき、審議案件について、事務局から説明をしていただきます。

事務局： （新規諮問案件の説明。）

会 長： ご意見はいかがでしょうか。

委 員： 案件番号104番の「児童相談事務」の登録簿の変更については、概ね適当であるが、目的外提供を行う場合は、親権手続きと合理的な関連性を有する事項に限定すべきではないか。

委 員： 案件番号105番から107番の「児童相談事務」に関する公的機関への目的外提供については、概ね適当であるが、目的外提供する情報は、親権変更の手続きと合理的な関連性を有する事項に限定すべきではないか。

会 長： 今日はありがとうございました。